

件 名	愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例
主 管 課	港湾海岸課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>本県では、海外富裕層が所有する大型プレジャーボート（全長 24m以上）の寄港促進を図るため、松山港、宮浦港、弓削港に給水給電設備を整備する計画であり、宮浦港、弓削港においては令和 7 年 1 月に、松山港においては令和 7 年 3 月に施設が完成する予定である。</p> <p>港湾利用者から各種料金を徴収するにあたっては、愛媛県港湾管理条例の定めに基づき徴収するが、同条例においては、給電設備に係る使用料及び地方港湾における船舶給水設備に係る使用料単価の設定がない。</p> <p>については、現行条例の一部を改正し、給電設備の使用料金単価について、『12 時間までごとにつき 510 円』として設定するとともに、地方港湾における船舶給水設備の使用料単価について、既に設定されている重要港湾の使用料と同額とする。</p>	
施 行 日	公布の日から起算して 30 日を経過した日
<p>【その他参考事項】</p>	